

福島原発刑事訴訟

2019年9月19日

福島第一原発事故について東京電力の旧経営陣3人が強制的に起訴されていた裁判で東京地裁が無罪の判決を出しました。これについての全国紙社説比較です。

150万部

2018年1月～6月平均

(参考資料①)

東電元首脳に無罪 原発の安全に最善尽くせ

9月20日主張

判決について

冷静な判断である。強制起訴自体に無理があった。千年に1度といわれる巨大津波によって4基の原子炉が同時被災した類のない事故の責任を、個人に求めるのは、反原発感情に根差した応報の感が拭えない。裁判長は判決理由で「あらゆる可能性を考慮した対策を義務づければ、事業者に不可能を強いる結果となる」などと述べた。リスクは一切あってはならないという「ゼロリスク」の過大な追求を退けた、現実的な指摘だ。

強制起訴について

対象について、罪種を絞ったり起訴猶予となった事案に限ったりするなどの検討を行うべきだ。純然たる法的判断を置いて、個人を罰することだけで留飲を下げておしまいでは、原因究明や対策はむしろ遠くなる。

851万部

2018年1月～6月平均

(参考資料①)

東電元幹部無罪 ゼロリスク求めなかった判決

9月20日社説

判決について

刑事裁判で、個人の過失を認定するには、具体的な危険性を認識していたことを立証する必要があるが、それが不十分だったということだ。刑事裁判の基本に沿った司法判断と言えよう。また判決は、「自然現象についてあらゆる可能性を考慮して対策を講じることが義務づけられれば、不可能を強いることになる」との考え方を示した。当時の原発の安全対策に、「ゼロリスク」まで求めなかったのはうなずける。

強制起訴について

強制起訴によって裁判が行われることになり、公開の法廷で、原発の安全対策に対する経営陣と現場との認識のギャップが明らかになった意義は小さくない。

「無罪」で終わらぬ東電の責任

9月20日社説

判決について

事故がもたらした結果の重大性を考えれば、だれ一人責任を問われない判決は、市民感覚として腑（ふ）に落ちるものではない。だが個人の刑事責任を問う業務上過失致死傷罪が成立するには漠然とした危惧などでは不十分で、具体的な危機の認識が要件となる。ここを広くとらえると処罰の対象が広がり、経済や社会への影響が大きくなりすぎるからだ。

強制起訴について

法人に刑罰を科す制度を導入することの適否などを含め、刑罰法令や強制起訴のあり方を見直す時期にきている。

東電旧経営陣に無罪 信頼の回復へ努力継続を

9月20日社説

判決について

刑事裁判のハードルの高さを示した判決だった。

(中略)

刑事裁判で有罪になれば、身柄を拘束されることもある。そのため、民事裁判よりも厳格な事実認定が求められる。切迫感をもって被害を予見できたのでなければ、過失罪の認定には至らない。そこが判断の分かれ目となった。

原発事故判決 釈然としない無罪判断

9月20日社説

判決について

腑（ふ）に落ちない判決だ。

(中略)

民事裁判に比べて刑事裁判では厳格な立証が求められるとはいえ、あまりの乖離（かいり）に驚く。

未曾有の大災害を引き起こしながら、しかるべき立場にあった者が誰一人として責任を問われない。人々が納得できるだけの説明が尽くされたか、大いに疑問が残る裁判となった。

強制起訴について

公開の法廷で審理が行われた意義は大きい。政府や国会などの調査では言及されなかった重要な事実が、いくつも明らかになったからだ。

最後に一言

あれだけの事故が起きた原因がなんだったのか？防ぐことはできなかったのか？それは、強制起訴なんかなくても、事故調や警察の捜査で明らかにしないといけないはずのもので、それができていないという時点で原発を動かす能力はこの国にない、と言えると思います。

それにしても、福島原発事故に限りませんが、大変な目にあっても一番頑張らなくてもいいはずの人たちが、なぜ、一番頑張らないといけないのか？・・・どこかが狂ってます。